

お知らせ

愛媛県県立高等学校入学者選抜における 特別措置について

＜高等学校入学者選抜の受検に当たって、
特別な措置が必要と判断される方が志願する場合＞

H25～R4 年度の特別措置の内容（例）

問題用紙の拡大。拡大鏡の使用。（弱視）
FMマイクの使用。（難聴）
筆談での面接。（選択性かん黙）
別室受検。車いすの使用に伴う受検教室の配慮。（肢体不自由）
検査時間の延長。（肢体不自由）
別室受検。（発達障がい）
など

10年間で250名が特別措置による受検をしています。

- 中学校長が、特別措置願を志願先高等学校長に提出します。
- 特別措置願の提出のあった高等学校長は、その写しを教育長に提出します。
- 教育委員会では、特別措置願に記載された障がいの状態や困難さ等に基づき、障がい者支援に関する法や指針の施行も勘案しながら協議の上、特別措置を実施するかどうかにについて決定します。

※特別措置願に関することは、10月頃に中学生の皆さんに配布する募集要項に掲載します。

☆受検に当たって特別な措置を希望する方は、
受検前に、余裕を持って中学校の先生と相談
してください。
☆推薦入学者選抜においても、特別措置を実施
しています。
☆その他、不明な点がありましたら、お気軽に
下記まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会 高校教育課 教育指導グループ 電話：089-912-2953

FAX：089-912-2949